



九サ協 21-21-03  
2021年 2月15日

(一社)九州サッカー協会  
会 長 北岡 長生  
( 公 印 省 略 )

### 新型コロナウイルス感染症対策事業開催判断基準 改定について

(公財)日本サッカー協会から通達があった、JFAサッカー活動の再開に向けたガイドライン(47都道府県サッカー協会/9地域サッカー協会向け)第9版(2021年1月19日作成)において、従来の方針であったコロナ禍におけるサッカー活動の実施の判断にあたって、「活動レベル」及び活動レベルに応じた「活動の範囲」の設定が一律の文言等をもって行動や活動を規定することが実情にそぐわないと判断の上、廃止されることとなりました。

つきましては、(一社)九州サッカー協会においても、2021年8月24日付(九サ協20-21-27)で通達いたしました標記の基準について、JFAガイドライン第9版に沿った基準に変更すべく改定いたします。

#### JFA改定内容

- ・JFAサッカー活動の再開に向けたガイドライン 第8版  
削除 P18-P19 〈各活動レベルにおける事業・活動の実施の考え方〉
- ・JFAサッカー活動の再開に向けたガイドライン 第9版  
追記 P11 (補足) これまでの「活動レベル」及び各レベルにおける「活動の範囲」の取り扱いについて

#### 記

1. 目 的 : 九州地域のサッカーファミリーが安心・安全にサッカーができる環境を整備し、選手・指導者・審判・スタッフ及び観戦者の健康を守りつつ、健全にサッカーを楽しむことを目的として、新型コロナウイルス感染症対策事業開催判断基準を策定する。
2. 対象期間 : 2022年3月31日まで
3. 対象事業 : (一社)九州サッカー協会 主催・共催事業
4. 開催基準 : 一律の判断を廃止し下記の基準のもと、事業ごとに判断の上、実施する。
  - ①開催県である主管県協会会長の承認を得ていること。
  - ②開催地の自治体関係からの通達等で事業開催に支障がないこと。
  - ③開催1か月前を目途に本協会役員とのヒヤリングを実施し、JFAガイドラインに沿った対策の確認了承を得ること。
  - ④事業期間中、本協会もしくは主管県協会の役員による第三者的立場から感染症対策調査を実施すること。(JFAチェックリストを参考)
  - ⑤事業終了後、担当部門からの報告書と④の調査結果により課題を抽出し、次の本協会事業担当へ情報を引き継ぐこと。
5. その他 :
  - ①開催にあたって疑義が生じた場合は本協会から中止延期の勧告をする場合もある。
  - ②移動や宿泊に関するキャンセル料について十分に考慮し、また発生時には担当部門において対応することを前提として開催の判断をすること。
  - ③会議や講習会については不要不急の集合を避け、リモートによる開催を主として計画すること。
  - ④選手・役員ともに密となる中での食事を避け、会場外での大人数による会食を控えること。
  - ⑤その他、不測の事態が生じた際は本協会事務局に連絡の上、対応を協議すること。

以上